

○玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館の設置及び管理規則

平成14年3月26日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館の設置及び管理に関する条例（平成14年玄海町条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館（以下「ふるさと発想館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規則22・一部改正)

(施設)

第2条 この規則において、「ふるさと発想館」とは、次に定めるところによる。

- (1) 構造 鉄骨造平屋建
- (2) 面積 290.1平方メートル
- (3) 施設の内容 農畜水産物加工室5室、物産品コーナー（直売所）、休憩室その他附属施設

(使用者の順守事項)

第3条 施設を使用する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 災害又は事故の防止に万全を期すること。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可された施設及び設備以外を使用しないこと。
- (4) 施設の使用が終わったときは、設備・器具等の清掃及び整理整頓をすること。

(平18規則22・全改)

(使用終了等の届け出)

第4条 使用者は、ふるさと発想館の使用を終了したときは、直ちにその設備を現状に復し、指定管理者に届けなければならない。

2 使用者は、ふるさと発想館の施設若しくはその附帯設備を毀損し、又は滅失

したときは、直ちにその旨を指定管理者に届けなければならない。

(平 1 8 規則 2 2 ・全改)

(非常災害時等の措置)

第 5 条 指定管理者は、非常災害及び事故に際しては、直ちに臨機の措置をとるとともに、その状況を速やかに町長に報告しなければならない。

(平 1 8 規則 2 2 ・旧第 6 条繰上・一部改正)

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平 1 8 規則 2 2 ・旧第 7 条繰上・一部改正、平 2 7 規則 1 ・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 8 月 3 1 日規則第 2 2 号)

この規則は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 2 月 6 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館利用許可申請(許可)書

年 月 日 玄海町長 様 申請者住所 団 体 名 代表者氏名 (電話番号) ㊟ 下記のとおり利用したいので許可くださるよう申請します。	
利 用 の 室 名	味噌加工室・漬物加工室・蒟蒻加工室・惣菜加工室・製菓加工室
利 用 目 的	
利 用 の 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利用の予定人員	人
利用料金その他 金銭徴収の有無	
許可第 号 上記のとおり利用を許可する。 年 月 日 玄海町長 ㊟	
備 考	

別記様式（第 4 条関係）